加圧防排煙設備　　③

試験項目		種別・容量等の内容							結果
機能試験	防煙区画								
	排煙口の手動起動装置作動試験	起動装置の作動状況							
		排煙機の作動及び性能状況							
		遠隔操作の状況							
	排煙口の自動起動装置作動試験	感知器等の作動状況							
		排煙機の作動及び性能状況							
		排煙口の状態							
	加圧式消火活動拠点								
	給気口の手動起動装置作動試験	起動装置の作動状況							
		給気機の作動及び性能状況							
		遠隔操作の状況							
		空気逃し口の作動状況							
		扉の開放状況							
	通話装置								
備考									

備考1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
3　結果の欄には、良否を記入すること。
4　非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
5　総合操作盤が設けられているものにあっては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第二十八号）第三十一条の六第一項及び第四項の規定に基づき、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日　　消防庁長官　河野　栄

第三の表中「並びに特定小規模施設用自動火災報知設備」を「、特定小規模施設用自動火災報知設備並びに加圧防排煙設備」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日　　消防庁長官　河野　栄

第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四　加圧防排煙設備の点検の基準及び点検票　別表第三十四及び別記様式第三十四

別表第三十三の次に次の一表を加える。

別表第34　加圧防排煙設備の点検の基準

1　機器点検

次の事項について確認すること。

(1)　防煙区画壁

ア　固定壁

変形、損傷等がなく、間仕切りの変更等により撤去されていないこと。

イ　可動壁

(ｱ)　周囲の状況

周囲に可動障害となるものがないこと。

(ｲ)　外形

変形、損傷等がないこと。

(ｳ)　機能

正常であること。

(2)　排煙口

ア　周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ　外形

変形、損傷等がないこと。

ウ　機能

排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(3)　排煙用の風道

ア　周囲の状況

可燃物が接触していないこと。

イ　外形

変形、損傷、脱落等がないこと。